

補助金制度をご利用いただくには

電子申請できます
※雨水タンクのみ



- 対象となるのは？** 刈谷市内の宅地等に設置する、雨水貯留浸透施設の設置工事を行うものが対象です。
- 対象施設は？** 左のページの①～⑥のものに補助します。
- 補助額は？** 左のページの①～⑥の、各施設ごとに定められた額と、設置費用（補助対象経費）の3分の2の額のいずれか低い方の額で、最高上限額は一団の土地につき20万円です。

× 補助の対象とならない施設

- 他の補助金を受けるもの又は移転補償等機能回復によるもの
- 過去に補助金の交付を受けてから5年を経過していないもの
- 補助金の交付決定前に設置したもの
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条に規定する行為のため設置するもの
- 申請内容の虚偽等により補助金の交付が不適当なもの

申請手続きの手順

1 市役所へ相談（雨水対策課）

設置したい施設の計画を決めて、市役所に事前にご相談ください。

2 補助金交付申請書の提出（申請書は市ホームページからも入手できます）

雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付申請書に、①案内図、②平面図及び対象施設の構造図、③見積書の写し、④着手前の写真、を添付してください。

※設置場所が借地である場合、土地所有者が施設の設置について承諾したことがわかる書類が必要です。

※交付決定まで1週間程度かかります。

3 補助金の交付決定

市役所で審査のうえ、雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付決定通知書により通知します。

4 購入・設置工事の着手（交付決定通知書が届いてからお願いします）

交付決定後、申請内容に変更があった場合は、雨水貯留浸透施設設置事業補助金変更承認申請書、事業を中止する場合は、雨水貯留浸透施設設置事業補助金廃止届出書により手続きをしてください。

5 設置工事の完了

対象施設の購入先、又は設置工事業者等から、領収書をもらってください。

6 実績報告書の提出（完了した日から14日以内をお願いします）

雨水貯留浸透施設設置事業補助金実績報告書に、①完了後の写真、②領収書の写し、を添付してください。

7 審査及び補助金の交付額確定

実績報告書の提出後、現地での審査も行いますので、立会いをお願いします。審査に合格しましたら、雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付額確定通知書により通知します。

8 補助金の請求（金融機関・振込口座の指定をお願いします）

雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付請求書により請求してください。

9 補助金の支払い

補助金の請求後、市役所から申請者指定の金融機関の口座に振り込みます。

10 維持管理

雨水貯留浸透機能を保持するために、清掃、土砂除去などを行い、適正な維持管理に努めてください。